

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

- 事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) 一  
○医療法施行細則の一部を改正する規則 (医療政策課) 一  
○協同組合等検査規則の一部を改正する規則 (農政総務課) 一

## 告 示

- 一般廃棄物処理施設の変更の許可申請 (廃棄物対策課) 二  
○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請 (同) 二  
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 三  
○道路の区域変更 (道路課) 三  
○道路の供用開始 (同) 四  
○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 四  
○宮城県公報令和六年号外第五号(令和六年三月二十日付け) 四

## 規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十五号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十六号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(平成十六年宮城県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十号の二十五中「様式第三十号の十三」を「様式第三十号の二十五」に改め、同項第三十号の二十六中「様式第三十号の十四」を「様式第三十号の二十六」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十七号

協同組合等検査規則の一部を改正する規則

協同組合等検査規則(平成十六年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十四条」の下に「、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第三十九号)第二十一条」を加える。

別記様式第一中「」を「」に改める。

別記様式第二中

「農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条第 項  
 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条第 項  
 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第66条第 項  
 農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第56条第 項  
 農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第117条第 項  
 森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条第 項  
 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律  
 （平成19年法律第133号）第36条第 項  
 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律  
 （平成28年法律第101号）第44条第 項

の規定により、下記のとおり の業務又は会計の状況について検査を命ずる。」

「農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条第 項  
 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条第 項  
 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第66条第 項  
 農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第56条第 項  
 農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第117条第 項  
 森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条第 項  
 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律  
 （平成19年法律第133号）第36条第 項  
 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律  
 （平成28年法律第101号）第44条第 項  
 預貯金者の意思に基づき個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する  
 法律（令和3年法律第39号）第21条

の規定により、下記のとおり の業務又は会計の状況について検査を命ずる。」

改める。  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### ○宮城県告示第四百五十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九條第一項の規定により一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第二項において準用する第八條第四項の規定により告示し、関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の変更に関し利害関係を有する者は、第九條第二項において準用する第八條第六項

の規定により意見書を提出することができる。

令和六年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
- 1 名称 公益財団法人宮城県環境事業公社
- 2 所在地 黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢五番地
- 3 代表者の氏名 理事長 後藤 康宏
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- 黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢五番地一外二十六筆

三 一般廃棄物処理施設の種類

一般廃棄物の最終処分場

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

不燃性一般廃棄物、可燃性一般廃棄物、し尿処理施設汚泥及び焼却炉燃え殻

五 申請年月日

令和六年六月二十一日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 宮城県環境生活部廃棄物対策課

宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

2 縦覧期間 令和六年七月二日から令和六年八月一日まで（午前八時三十分から午後五時十五分

まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和六年八月十五日

2 提出場所 宮城県環境生活部廃棄物対策課

宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語によ

り記載すること。）

### ○宮城県告示第四百五十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）以下「法」という。）第十五條の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第二項において準用する第十五條第四項及び産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱

(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、  
法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条第四項及び要綱第三十条第二項の規定により  
関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第十五条の二の六第二項において準用する  
法第十五条第六項及び要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和六年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 公益財団法人宮城県環境事業公社

2 所在地 宮城県黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢五番地

3 代表者の氏名 理事長 後藤 康宏

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三 産業廃棄物処理施設の種類の種類

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥(含水率八十五パーセント以下のものに限る)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、  
繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートく  
ず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、家畜ふん尿、ばいじん、令二条第十三号に規定する産業廃  
棄物、廃石綿等

五 申請年月日

令和六年六月二十一日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 宮城県環境生活部廃棄物対策課

2 縦覧場所 宮城県仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和六年八月十五日

2 提出場所 宮城県環境生活部廃棄物対策課

八 縦覧期間 令和六年七月二日から令和六年八月一日まで(午前八時三十分から午後五時十五分  
まで)

九 提出場所 宮城県環境生活部廃棄物対策課

十 縦覧期間 令和六年七月二日から令和六年八月一日まで(午前八時三十分から午後五時十五分  
まで)

十一 提出場所 宮城県環境生活部廃棄物対策課

十二 提出場所 宮城県環境生活部廃棄物対策課

十三 提出場所 宮城県環境生活部廃棄物対策課

十四 提出場所 宮城県環境生活部廃棄物対策課

宮城県仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)  
3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人に  
あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語によ  
り記載すること。)

○宮城県告示第四百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第  
二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十  
一条第一号の規定により告示する。

令和六年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一一〇〇四三一	指定障害福祉サ ービスの種類	生活介護、就労 継続支援B型	設置者名	株式会社ひよ こグループ	指定年月日	令和六年七月 一日
事業所の名称及び 所在地	ふあいん 岩沼市中央三丁目二 階 森川ビル二階						

○宮城県告示第四百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を  
変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年七月二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事  
務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東和薄衣線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
登米市東和町錦織字洞山無番地先から 同市東和町錦織字洞山無番地先まで		前	後	一五・二 三三・五	一九・二 四三・七	一三三・〇	一三三・〇

○宮城県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年七月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	東和薄衣線	登米市東和町錦織字洞山無番地先から同市東和町錦織字洞山無番地先まで	令和六年七月二日

○宮城県告示第四百六十号

富谷市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道

2 名称

富谷市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

正 誤

○宮城県公報号外第五号（令和六年三月二十日付け）中  
ページ 段 行  
二 上 後ろか  
ら九

令和六年宮城県条例第十三号

正

令和六年宮城県条例第二十四号

誤